

## 国立大学法人東京農工大学特別荣誉教授細則

平成20年9月3日

20 細則 第12号

(議決)

第1条 教育研究評議会において特別荣誉教授称号授与の審議を行うに当たっては、申し出を行った学長又は組織及び施設の長が説明を行い、出席した評議員の3分の2の賛成を必要とするものとする。

(授与)

第2条 特別荣誉教授称号授与は、別紙様式による特別荣誉教授記を交付することにより、大学がこれを行う。

附 則

この細則は、平成20年9月3日から施行する。

特栄第 号

特別荣誉教授記

氏 名

あなたは東京農工大学に在職中著しい功績を  
あげられました 本学はその功績を称えて  
東京農工大学特別荣誉教授の称号を授与し  
その貢献を顕彰します

平成 年 月 日

東京農工大学長

印

別紙様式(英文)

In recognition of his remarkable accomplishments  
and  
praise of his outstanding achievements during his  
tenure as one of its faculty members,  
Tokyo University of Agriculture and Technology

hereby confers upon  
name

the title of  
Distinguished Professor Emeritus

Date

President

signature

Tokyo University of Agriculture and Technology